

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務
②事務の概要	第4回物価・賃金・生活総合対策本部(令和4年9月9日開催)において、電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対して、1世帯5万円を支給する方針が示されたことから、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領に基づき、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を実施する。また、国の支援に加えて、加古川市独自でさらなる支援として、市町村民税所得割非課税世帯まで対象者を拡大し、令和4年度加古川市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(市拡大分)給付事務実施要綱を定め、1世帯あたり5万円を支給するものである。なお、本給付金事務は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公的給付法」という。)第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、支給にあたって必要な情報を、個人番号を利用して管理することができる。【特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容】対象者の抽出にあたり、令和4年度分の課税情報を把握していない者について、個人番号を利用し情報連携にて情報照会を行うことで、対象者の把握を行う。
③システムの名称	1. 住民基本台帳ネットワークシステム、2. 宛名管理システム、3. 統合宛名システム、4. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・公的給付法 第10条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表135項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号号に基づく主務省令第2条の表 別表160の項 ・別表第2主務省令 第59条の4 【情報提供の根拠】なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	高齢者・地域福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 福祉部 高齢者・地域福祉課 079-427-9014(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該給付金に関する事務において個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、必ず複数人での確認を行うようにしているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者から提出された個人情報を含む資料は、鍵付の部屋に保管している。 ・シンククライアントシステムを採用しており、特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、基本的に端末側に業務データが残らない仕組みになっている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月12日	I－3個人番号の利用－法令上の根拠	・公的給付法 第10条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。） 第9条第1項 別表第1の100の項・別表第1省令 第73条	・公的給付法 第10条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。） 第9条第1項 別表第1の101の項・別表第1省令 第74条	事後	誤記修正のため
令和7年1月10日	IV8. リスクへの対策	—	十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月10日	IV8. 判断の根拠	—	当該給付金に関する事務において個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、必ず複数人での確認を行うようにしているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月10日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月10日	IV11. 当該対策は十分か	—	十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月10日	IV11. 判断の根拠	—	・申請者から提出された個人情報を含む資料は、鍵付の部屋に保管している。 ・シンクライアントシステムを採用しており、特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、基本的に端末側に業務データが残らない仕組みになっている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月10日	I－3個人番号の利用－法令上の根拠	・公的給付法 第10条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。） 第9条第1項 別表第1の101の項・別表第1省令 第74条	・公的給付法 第10条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。） 第9条第1項 別表135項	事後	法改正による修正
令和7年1月10日	I－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 別表第2の121の項 ・別表第2主務省令 第59条の4 【情報提供の根拠】なし	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号号に基づく主務省令第2条の表 別表160の項 ・別表第2主務省令 第59条の4 【情報提供の根拠】なし	事後	法改正による修正